

条例第8条第2項の規定による公表内容

| 実施機関名（担当部課） | 伊予市長 (長寿介護課) | |
|-------------------|---|---------------------|
| 政策等の案の名称 | 伊予市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について | |
| 政策等の趣旨・目的 作成経緯 | <p>平成26年の介護保険法改正において、保険者機能の強化という観点から、市町村による介護支援専門員の支援を充実することを目的として、平成30年4月1日から居宅介護支援事業者の指定権限が都道府県から市町村に移譲されることになりました。</p> <p>これに伴い、介護保険法第81条第3項に定める、厚生労働省令で定める基準（指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号））に従い条例を制定するものです。</p> | |
| No. | 市民等からの意見（概要） | 実施機関の考え方及び修正した場合の内容 |
| | ご意見はありませんでした。 | |